

しょうひしゃ けんり 消費者の権利

[English \(英語\)](#)

か もの けいやく わ もんだい みのおししょうひせいかつ
買い物や契約で、分からないことや問題があるときは、箕面市消費生活センターに
そうだん
相談してください。

みのおししょうひせいかつ
《箕面市消費生活センター》

でんわ
電話：072-722-0999

そうだん みのおし す かた かぎ こじんじぎょうぬし かた そうだん う
※相談は箕面市に住んでいる方に限ります。なお、個人事業主の方の相談は受けられ
れません。

そうだん むりょう つうわりょうとう ふたん
※相談は無料です。ただし通話料等は負担してください。

※メール、ファクスでの相談は受け付けていません。

そうだん にほんご
※相談は、日本語でのみです。

● しょうひせいかつそうだんいん そうだんじかん 消費生活相談員による相談時間

げつようび きんようび
月曜日から金曜日

ごぜん じ ごご じ
午前9時から午後4時まで

(ただし、しゅくじつ ねんまつねんし がつ にち がつ にち のぞ
ただし、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)は除く)

◎ 「クーリングオフ制度」について知っていますか？

クーリング・オフは、しょうひしゃ ほうもんはんばい ふいう とりひき けいやく
消費者が訪問販売などの不意打ちのような取引で契約したり、
しょうほう ふくざつ たか とりひき けいやく ばあい いったいきかん
マルチ商法などの複雑でリスクが高い取引で契約した場合に、一定期間であれば

むじょうけん いっぽうてき けいやく かいじょ せいど
無条件で、一方的に契約を解除できる制度です。

くわ みのおししょうひせいかつ そうだん
詳しいことは、箕面市消費生活センターに相談してください。

◎一方的に送り付けられた商品は、すぐに処分することができます。

ちゅうもん けいやく しょうひん いっぽうてき おく つ しょうひん
注文や契約をしていない商品で、一方的に送り付けられた商品は、すぐに

しょうぶん
処分することができます。

ぎょうしゃ かね せいきゅう しはら ひつよう かり しょうひん
業者から、お金を請求されても支払う必要はありません。仮に、その商品を

かいふう しょうぶん しはら ひつよう
開封や処分をしても、支払う必要はありません。

また、あやま はら ばあい へんかん せいきゅう
また、誤って払ってしまった場合でも、返還を請求することができますので、

みのおししょうひせいかつ そうだん
箕面市消費生活センターに相談してください。